

議事日程(第4号)

平成29年9月26日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第54号 平成29年度うきは市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第66号 平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第67号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第68号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第69号 平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第70号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第71号 平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第72号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第73号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第12 追加議案上程 発議第3号 1件
意見第1号から意見第2号まで2件
- 日程第13 発議第3号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 意見第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)の提出について
- 日程第15 意見第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書(案)の提出について
- 日程第16 諸報告
- 日程第17 閉会中の審査・調査の申出について
(総務産業常任委員会)
・請願第2号 浮羽カントリークラブ(CC)へのアクセス道路拡幅等に関する

請願

- ・ 農業及び林業に関する調査
- ・ 下水道接続に関する調査
- ・ 防災に関する調査
- ・ 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・ 介護予防と健康増進に関する調査
 - ・ 所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 平成29年度うきは市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第66号 平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第67号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第68号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第69号 平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第70号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第71号 平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第72号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第73号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第12 追加議案上程 発議第3号 1件
意見第1号から意見第2号まで2件
- 日程第13 発議第3号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 意見第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について
- 日程第15 意見第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について

日程第16 諸報告

日程第17 閉会中の審査・調査の申出について

(総務産業常任委員会)

- ・ 請願第2号 浮羽カントリークラブ（CC）へのアクセス道路拡幅等に関する
請願
- ・ 農業及び林業に関する調査
- ・ 下水道接続に関する調査
- ・ 防災に関する調査
- ・ 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・ 介護予防と健康増進に関する調査
- ・ 所管事務調査

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、白石徴収対策室長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。白石徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） おはようございます。初日の訴えの提起について御提案をした際の御質問について御報告をしたいと思います。

裁判に係る弁護士費用を福岡県にも一部負担してもらってもよいのではないかとの御質問でございました。

個人住民税は地方税法第42条により、市が市民税と合わせて県民税も賦課徴収することになっております。そのため、県は市が県民税の賦課徴収を行う際に係る費用を保証するため、徴収取扱費を市に交付しなければならないとされているところです。その徴収取扱費の金額は、当該年度の納税義務者の数に3,000円を乗じた金額となっておりまして、平成28年度実績で約4,500万円が県から入ってきております。これは、県が市に対してこの金額で賦課と徴収をしてくださいというものでありますので、仮に徴収のために市が裁判を起こし費用がかかった

としても、その費用を県に負担してもらうことはできないということになります。ただし、金銭面については今述べたとおりですが、毎月2日間、県税事務所の職員2名を市のほうに派遣いただき、合同で徴収業務に当たるなど人的な負担はいただいているところでございます。

以上、報告いたします。

日程第1. 議案第54号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第1、議案第54号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**江藤 芳光君**） それでは、ただいま議案となりました議案第54号平成29年度うきは一般会計補正予算（第2号）につきましては、総務産業常任委員会所管に関する事項について付託されておりましたので、議案の審査結果を報告いたします。

審査に当たりましては、市長公室長、企画財政課長並びに所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨・内容及び計数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

まず、第2款総務費第1項総務費の庁舎管理費、吉井庁舎東側駐車場整備工事費につきましては、平成26年度に土地開発基金で取得をいたしておりました土地の造成を行うものであります。この事業は、生涯学習センター建設に伴い、市民駐車場の拡張・整備を図るものであります。

4款保健衛生費は、鹿狩地区の簡易給水施設が落雷により急遽復旧工事が必要となったため、これを現予算で対応し、不足する本年度予定工事分を増額補正するものであります。質疑では、山間部は人口減少により過疎化が進み、まして山3校の統廃合をも踏まえ、うきはの宝とする中山間地域の振興を図るためにも、生活基盤である給水施設の保全はもとより係る費用の免除または軽減を図る検討を要望したところであります。

5款労働諸費は、無料職業紹介所の設置に伴う人件費等1人分を補正するものであります。質疑といたしまして、配置する嘱託職員の人選についてどう考えるかにつきましては、一般企業の労務経験者などを対象として募集を行いたいということであります。

6款農林水産業費は、畜産費について県単独補助事業を要望しておりましたが、補助率のよい国庫補助に切りかえるための減額補正であります。2項林業費は、森林環境税からの交付を受け行う事業を森林再生路整備工事費から荒廃森林再生整備委託料に切りかえるものであります。質疑では、林業費の工事費減額について、県が課税している森林環境税による荒廃森林事業が今年度にて終了予定であるため、再生路を終わらせたいと考えておりましたが、実質的に困難であ

ると判断し、要間伐森林があるため事業の振りかえを県と協議して決めたということでございます。

7款商工費は、九州北部豪雨災害による被災地観光物産PR事業への県費補助に係る市の負担補正が主なものであります。質疑では、補助事業の内容について災害による風評被害解消のため、朝倉市、添田町及び東峰村とともに、うきは市が支援事業地域に指定され、観光協会やJAなどが行うイベントに県が3分の2を補助するため、その残りの3分の1を市が補助するものであります。本件については、各種イベントを積極的に実施するよう意見を付したところであります。

8款土木費のうち2項道路橋梁費については、社会資本整備総合交付金の不交付内示により、事業費の減額補正と道路維持及び橋梁改修工事の追加に必要な増額補正、3項の道路新設改良費については2路線の改良及び舗装に必要な工事費の増額補正を行うものであります。4項住宅費につきましては、危険家屋等除却件数がふえる見込みであるため補正を行うものであります。質疑では、危険家屋の判定方法について問うと、外見の老朽度チェックのほか、周辺に及ぼす危険度が基準表で100点を超えるものであるということでもございました。補助事業の周知については、遠方の所有者には近隣からの苦情のお知らせとともに、補助事業の案内を郵送しているということでもあります。

9款消防費は、7月5日の九州北部豪雨による行方不明者捜索のため出動した消防団員の費用弁償支払いのため、今後の出動見込み分を増額補正するものであります。出動の内容について確認しましたが、7月5日243人のほか、8日間で643人の出動ということもございます。

最後に、11款災害復旧費のうち1項農林水産業施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費は、7月5日に被災した農地及び道路の復旧のための補正であります。それぞれの対象地区等を確認すると、農地は中島畑及び袋野地区で、道路は市道小坂流川線の山側ののり面崩壊ということでもあります。質疑では、中島畑の土地所有者の負担割合について問うと、8月に開催した説明会では2割程度が地元負担になる予定という説明でもございました。

以上、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していたしました。審査の経過及び結果について、

厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました議案第54号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第2号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されていまして、審査の経過とその結果について報告をいたします。

審査は、それぞれの担当課長・係長に出席していただいて詳しく説明を受け、審査を行いました。

補正予算書の第2表で債務負担行為に関すること、また、所管の款項目の内容についてはその主な部分のみ報告いたします。

まず、債務負担行為については、総合福祉センター指定管理料とゆうゆうセンター指定管理料、それから学童保育所運営業務委託料（吉井・千年・御幸）の3つの事項が提案されていました。

初めに、総合福祉センター指定管理料の債務負担行為については、平成29年度から32年度の期間として、来年4月に指定管理の更新時期を迎えることから、公募によらない随意契約による指定管理者を選定するとしています。限度額は当該契約に基づく指定管理料相当額とのことですが、これまでの実績額を踏まえて決定をしたいという説明がありました。

総合福祉センターでは、不登校・ひきこもり対策相談支援事業や学習支援、就労準備支援事業として内職シェアステーション「Cococonne」などの事業を行い、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会に委託して事業を実施しているところであります。

審査に当たり、現在の指定管理者の基本協定書及び年度協定書、平成28年度の利用状況と収支計算書等の資料を提出してもらい、施設の契約関係や駐車場・備品の管理等、質疑がありました。うきは市の高齢者・生活困窮者・障害のある方、また、地域福祉など多くの公益性のある事業を委託していることから、指定管理に当たっては契約額の算定根拠を明確にするよう求め、センター備品の点検確認を実施するよう要望いたしました。

次に、ゆうゆうセンター指定管理料の債務負担行為は、これも29年度から32年度の期間で更新時期となることから計上するとして、限度額については当該契約に基づく指定管理料相当額とされています。平成27年4月から株式会社サンアメニティに委託していますが、プロポーザル方式による選定を実施するとのことでした。

審査に当たり、現事業者の事業報告書並びに収支報告書を提出してもらい、事業状況を確認し、ゆうゆうセンターの利用者数、自主事業の物販も増加し、若干の黒字状況であることを確認しました。管理しているゲートボール場と横の駐車場の地目の変更が必要ではないかとの意見、また、備品修繕料の負担割合や被災者・ボランティアへの入浴無料の取り扱いに対する質問等が出されました。指定管理に当たっては、方針を示す中で選定するとともに、指定管理料とその算定根拠を明確にするよう求めております。

次に、学童保育所運營業務委託料（吉井・千年・御幸）は、現在、学童保育所に通う児童の保護者に業務委託しているものを、平成30年4月から医療・社会福祉法人・一般法人または非営利法人などに委託するものであります。

限度額は、当該契約に基づく学童保育運營業務委託料の総額となっており、国県の交付金の変更されること、また各年度で入所児童数が変わることなどから、限度額については流動的との説明でありました。

学童保育の事業委託については、国の動きを受け、市のほうから平成27年11月から支援員の処遇改善を要請する中、連合会設立などの提案も行ったが、合意が得られず、最終的に保育料が多少上がっても保護者会の負担軽減を希望する3学童から始めることにしたものであります。

主な質疑は、仕様書内容について、それから指導員の雇用について、保育料は幾らになるのかなどが出されました。仕様書は保護者会と確認しながら作成するとしており、保育料は一律1人5,000円でおやつ代を含み、きょうだい割引はなくすとのことで現在のところ合意しています。また、雇用については支援員の意思を確認し進めるとのことでありました。

学童保育は児童福祉法に基づき条例が定められていますが、児童の健全育成が図られることが目的でありますので、委託先選定に当たり、仕様書や選定基準を明確にして国が示す当初目標の処遇改善等が図られることを求めます。

次に、補正予算についてですが、2款1項5目庁舎管理費のうち、うきは市民センター2階に地域包括支援センターを設置するための設計監理委託料と改修工事費1,096万円は委託する事務所をつくるものであります。財源は、合併特例債と一般財源が使われます。担当課より事務所レイアウト図を示されましたが、浮羽支所の機能として、市民や訪問者から見てコンシェルジュ係の位置、ブランド推進課のワンフロア化など課題があるのではないかと指摘があり、レイアウト図の見直しを求める意見が出されております。

次に、3款2項9目放課後児童対策費の886万9,000円の増額補正は、国の平成29年度児童クラブ運営給付額の算定額変更により、市内の私立を含めた8学童に運営委託料として交付するものであります。財源は、国・県・うきは市が各3分の1負担するものであります。

次に、10款5項2目体育施設費は、うきは市立総合体育館（うきはアリーナ）の屋根の改修工事費に8,000万円、トレーニングルームの機器購入費に2,000万円を増額するものであります。

改修は、屋根に反射・断熱コーティング材を施工し、換気工事を含めて行うとしており、その結果、室内を3度から5度程度下げる効果を求めるものであります。財源は、地方創生拠点整備交付金を申請し、国が2分1の5,000万円、施設整備債4,500万円、一般財源500万円とし、年度内執行を前提とするもので、11月に交付決定される予定であります。

屋根の改修工事については本会議上程の際に質疑が交わされ、多額の費用がかかることから、主に施工の効果及び施工事例の検証を求める意見や、エアコンを設置した際との比較を求める意見などが出され、交付金が出ないとやめるという不安定な提案ではないかとの指摘もありました。厚生文教委員会として、本会議で出された各議員の疑問も含めて資料の提出を求め、審査を行いました。

屋根の改修工事及びトレーニングルーム機器の更新は、施設の利用と交流を促進する目的として必要な措置ではありますが、特に屋根の改修工事の効果について施工実施事例の資料と聞き取りを行い、屋根からの輻射熱を低下させ遮熱効果が出ていることを確認し、施工自治体にも口頭で熱のこもりが少ないことを確認いたしました。

委員からは、温度が下がらない場合や単独でエアコン設置などをする場合に、今回の施工で障害はないかとの意見、エアコンのイニシャルコストとランニングコストは幾らか、また、屋根からの熱を下げ費用対効果と優先順位をつけて行ってほしい。まずは交付申請し、施工効果を確認した上でステップを踏むべきではないかなどの意見が出されております。

今回の改修工事費は地方創生拠点整備交付金の対象となりますが、エアコンが適用されないこと、年度内執行であることから、遮熱効果について施工後に検証し、温度計測や利用者の声を聞きながらエアコン設置の必要性等についても検討することとしています。

したがって、厚生文教委員会としても継続的に調査対象とし、効果の検証とエアコン等の空調設備設置について調査を引き続き行う必要があると考えております。

アリーナの屋根の遮熱と換気により室内にこもる熱を減らすことは、運動環境の向上が図られることであり、確実に対策が担保できるように望むものであります。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第66号

日程第3. 議案第67号

日程第4. 議案第68号

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

日程第7. 議案第71号

日程第8. 議案第72号

日程第9. 議案第73号

日程第10. 議案第74号

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案第66号平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第74号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して決算特別委員長の報告を求めます。14番、藤田決算特別委員長。

○決算特別委員長（藤田 光彦君） ただいま議題となりました議案第66号平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第74号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件の審査と経過の報告をいたします。

決算特別委員会では、9月14日から21日までの5日間にわたり審査を行いました。

その結果、議案第66号平成28年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第74号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による決算特別委員会で審査しましたので、省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第11、請願第1号

○議長（榑川 正男君） 日程第11、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

意見書は、1つ、子どもの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること、2つ、義務教育における35人以下学級を早期に完全実現させること、3つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

平成29年5月現在、うきは市での専任の教職員が小・中学校合計200人——皆さんのレターケースに一応、全体の生徒の数等について資料をお配りしていますので、御参照いただければと思います——で、うきは市は独自に小学校2年生のところに2名の教員を配置して、少人数学級へ対応しております。

しかし、発達障害の子がふえていて人間関係のトラブルが多くあるということ、それから、そういった対応に追われている現状もあるということ、それから、部活を持つ先生の加重負担など、本来ある教材研究や授業準備のために確保する時間が必要であります。そのための計画的な定数の改善を改めて望むものであります。

また、35人以下学級の完全実現については、うきは市は29年度、35人を超える学級数は、小学校6クラス、中学校10クラスであります。小学校1、2年は30人以下で、3年生以降で存在しております。中学校は、2年生全7クラスと3年生で3クラスがあります。一人一人に目

がよく行き届き丁寧な個別指導ができると同時に、つまずきの早期発見と対応が容易になることにつながるものであります。

それから、3点目の国庫負担の割合については、いわゆる小泉政権下の三位一体改革によって、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。一部弾力的運用で少人数学級を実施しているケースもありますが、地方自治体の財政状況に左右されずに、教育の機会均等と学力及び教育の水準向上のためにも、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものであります。

いずれにしても、うきは市にとって児童・生徒が落ち着いて授業を受ける環境につながり、学力向上が期待されるなど、施策遂行にとって重要であるとの結論に至りました。審査の結果、全会一致で採択することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教委員長に対する質疑を終わります。委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第12. 追加議案上程

○議長（榎川 正男君） 日程第12、追加議案の上程を行います。発議第3号1件、意見第1号から意見第2号まで2件を上程します。

日程第13. 発議第3号

○議長（榎川 正男君） 日程第13、発議第3号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お手元のほうに配付されております発議第3号をごらん
いただきたいと思います。

発議第3号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月26日提出、うきは市議会議長榎川正男様。

提出者、うきは市議会議員伊藤善康。賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同江藤芳光、同
上野恭子、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

次のページをごらんください。

うきは市議会基本条例の一部を改正する条例。

うきは市議会基本条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

情報及び意見交換の場、第7条、議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわ
たって、市民との情報及び意見交換の場を設けることができるものとする。

2、情報及び意見交換の場の実施に関する事項は、議長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番、伊藤善康議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） ただいま議題となりました発議第3号うきは市議会基本条例の一
部を改正する条例の制定について提案理由の説明をいたします。

うきは市議会基本条例第7条につきましては、これまで実施してきました議会報告会ですが、
議会改革特別委員会において協議を重ねた結果、条例制定時点からの状況の変化なども鑑み、今
後は意見及び情報交換の場として必要に応じて実施していくとの結論に至りました。

今回これを受けまして、条例の一部を改正する提案をするものであります。つきましては、う
きは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定につきましての議案を提出いたしますので、皆
様の御賛同をお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

伊藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は可決することに決しました。

日程第14. 意見第1号

○議長（榎川 正男君） 日程第14、意見第1号「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懷 洋一君） お手元に配付の意見第1号をごらんになっていただきたいと思ます。

意見第1号「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月26日、うきは市議会議長榎川正男様。

提出者、うきは市議会議員熊懷和明。賛成者、うきは市議会議員江藤芳光、同三園三次郎、同藤田光彦。

宛て先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣です。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。3番、熊懷和明議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） おはようございます。ただいま議題となりました意見第1号「全

国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について提案理由の説明をいたします。

今回、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情が全国森林環境税創設促進議員連盟よりありました。この連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図る目的として、全国森林環境税の創設を目指す活動をいたしており、促進連盟にはうきは市はもちろん、促進議員連盟には当うきは市議会も加入しております。

このような中、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）創設に向けて具体的な取り組みなどについて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るという方針が示されたところです。

このような状況を踏まえ、本年度が制度実現の正念場と捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入の実現を求めるため、意見書提出の採択をお願いするものです。皆様の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

熊懐議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第1号については可決することに決しました。

可決しました意見書は関係機関へ送付いたします。（「議長よかですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○議員（7番 江藤 芳光君） 実は、次の議題の意見書の、比較しますと、ここで言うとかんといかんのかなと思うんですが、同じ大臣が2つ重なっておりますが、今の森林環境税は「である調」で書いていまして、次のは「ですます調」で、同じ所管に出すのにこんな文型でいいのかなというのがありますので、御検討いただきたいと思うんですが。統一したほうがよろしいかと思えます。

○議長（櫛川 正男君） わかりました。
統一してから提出をいたします。

日程第15. 意見第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、意見第2号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懷 洋一君） お手元に配付の意見第2号をごらんいただきたいと思えます。

意見第2号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月26日、うきは市議会議長櫛川正男様。

提出者、うきは市議会議員大越秀男。賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同上野恭子、同藤田光彦、同高山敏枝、同諫山茂樹、同佐藤湛陽。

宛て先は、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。11番、大越秀男議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 説明いたします。ただいま議題となりました義務教育費国庫負担制度及び教職員の定数の改善に関する国への意見書について説明をいたします。

現在、学校現場では一般社会生活と同様に多くの課題が山積し、さらに複雑・困難化し、そのことは教職員の7から8割が一月の時間外労働が80時間にもなる、いわゆる過労死ラインに達するなど、その労働環境の悪化が教職員の心身をむしばみ続けています。日本の将来を担う子供たちを育む最も大切な学校現場は、教職員が人間らしい働き方ができる長時間労働の是正と、それによってもたらされる授業の充実と、休み時間や放課後の子供たちとの触れ合いの時間の確保が何より重要と考えます。

国による教職員の定数改善、いわゆる少人数学級の実現については、平成23年度によろやく

小学校1年生のみの35人学級が実現しましたが、平成24年度には2年生に限って、実際に35人以下学級実現のための加配による改善しかなされていません。中学3年生までの義務教育については、一日でも早い少人数学級を実現しなければなりません。

また、義務教育費国庫負担法による国の教職員の給与負担は、平成18年度に、いわゆる小泉改革によりそれまでの2分の1から3分の1に引き下げられ、以来、地方の財政を圧迫し続けています。憲法第26条の理念からも、国庫負担率は従前の2分の1、あるいはそれ以上に戻す義務が国にはあると思います。

平成32年度から始まる小学校での英語教育や小・中学校における授業革新、いわゆるアクティブラーニングの教育の質の向上をさせるためにも、教職員の定数改善と給与の国庫負担率を上げることは最低の条件整備と考えます。

以上により国への意見書を提出いたしたいと思いますので、うきは市議会議員各位の御賛同をぜひお願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 内容については結構でございます。ただ、この意見書の4行目、ちょっと勉強不足ですが、（公財）、これはどれの略称になっているのかを確認したい。それから、句読点の打ち方、それから1字入れたほうがいいというものが、ちょっと読んでいてありましたので、後で御検討いただければと思うんですが。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ちょっと勉強不足の面がありますので、連合総合生活開発研究所の性格というか、そういったものについては、もちろん（公財）は公益財団法人でしょうけど、これはいわゆる連合、労働組合がありますね、その一組織というか、そういった教職員関係の働き方に関する労働問題を調査研究している機関だと私は捉えております。もしかしたらちょっと違うかもしれませんが、私はそういうふうには捉えております。（発言する者あり）はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第2号については可決することに決しました。

可決しました意見書は関係機関へ送付いたします。

日程第16. 諸報告

○議長（榎川 正男君） 日程第16、諸報告を行います。

議員のみ配付しています市外からの陳情は、お手元に配付のとおりになっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

日程第17. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（榎川 正男君） 日程第17、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（榎川 正男君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条によりその処理を議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字そ

の他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。櫛川議長の許可をいただきましたので、第4回市議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月8日から開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおりそれぞれ可決を賜り、さらに決算につきましても御認定をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

御審議いただきました過程での御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して努めたいと存じております。

朝夕は大分涼しくなっております。本9月定例会の会期中であった9月17日には、台風18号の上陸により大分県などに大きな被害をもたらしておりますが、うきは市におきましては葛箆地区の彼岸花めぐりなどの行事に一部中止などの影響が出たものの、市内での被害は確認されていない状況であります。

これから、実り、スポーツ、食欲の秋となり、観光シーズンを迎え、各地でいろいろな催しが予定されております。うきは市におきましても、うきは市民運動会など大きくの行事を計画しております。議員各位におかれましては、御多忙のこととは存じますが、御参加をいただきますとともに、健康に十分留意されまして、うきは市発展のため、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。12月定例会の開会日は12月8日金曜日、開会予定としておりますので、報告しておきます。

これをもちまして、平成29年第4回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 佐 藤 湛 陽

署名議員 上 野 恭 子